

諸家文書解題

一、廣田家文書（受入番号一七〇六）

廣田家文書は、今治藩領の宇摩郡妻鳥村（四国中央市）に所在した豪農廣田家に伝わった文書である。平成十六年十一月に、高松市の廣田嘉三氏から旧家屋解体に伴って寄託された。一部、現住の高松市に所在する香川県歴史博物館の調査を受け、仮目録が作られた史料もあつたが、ほとんどが未整理の状態であつた。当館収蔵後、すでに調査を受けたものも再整理を施し、全てについて一点ずつ文書整理封筒に入れ、整理を行った。

妻鳥村は、宇摩郡平野東部、旧川之江市域と旧伊予三島市域の境目に位置し、法皇山脈北麓から燧灘沿岸にいたる南北に細長い村域を持つた。廣田家は、村中央部の字中下に所在する。近世の宇摩郡は、天領・西条藩領・今治藩領が混在した地域で、妻鳥村は天領を経て元禄十一（一六九八）年から今治藩に属した。村高は「慶安知行高郷村数帳」「伊予国村浦記」とともに一三九二石五斗七升、寛政九（一七九七）年の「伊予国宇摩郡妻鳥村明細帳」では一三九二石六斗一升七合、天保五（一八三四）年の「天保郷帳」では、一四〇六石二升五合と若干増加傾向にある。この村高は、宇摩郡では津根村に次ぎ二番目に高く、大村であつたことが分かる。江戸中期以降庄屋は井川家が代々勤め、近代初頭の戸長も担つた。

廣田家は、庄屋ではなかつたが、「山口屋」と号し、金融なども営み得る豪農であつた。幕末期からは土地を質物として金融を行う様子が見られ、次第に土地や財が集積された結果地主へと成長し、そして地域の名士を輩出することもあつた。大正十一（一九二二）年には、廣田昌三郎が村会議員に選出されるなどしている。現在屋敷地は往時のままには残っていないが、石垣・土塀・門などに面影が残る。近隣には、三皇神社やその別当寺で廣田家が檀家総代を勤めた定蓮寺が所在する。

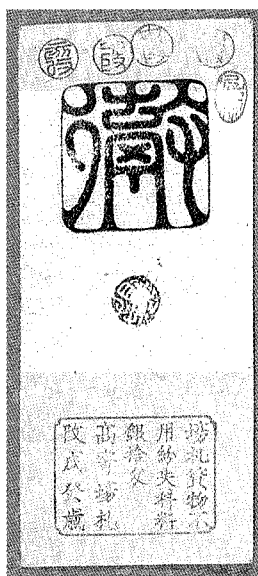
廣田家文書は、文書五七二点、典籍五三点、総点数六二五点からなる文書群である。文書は、江戸後期から昭和初頭までの幅広い時代のものを含むが、近代のものが圧倒的に多数を占める。中でも、近代の私信類が三〇九点と半数以上を占める。そのため今回目録を編成するにあたり、文書を、1 一般文

書、2 近代私信類に分け、3 典籍として三部構成とした。

1では、豪農としての活動を反映するように、質地証文や田地譲渡証文といった証書類、田地・用水管理のための帳面類などが多く、その他村内の耕地一筆ごとに面積・石盛・名請人などを記した「場札」（写真1）と呼ばれる紙札も含まれ、これは他にあまり例を見ず珍しい。「場札」は、寄託者の義妹廣田文江氏からも多数寄託されているが（受入番号一七〇七）、全て明和九（一七七二）年の妻鳥村のものである。また、家政関係では、物品購入に係る通帳・領収書類なども多数残り、廣田家の経済活動の一端もうかがえる。



(表)



(裏)

写真1「場札」（廣田家文書1-186）

2では、家族間の書簡、地域住民から届いた書簡、県外在住者から届いた書簡など多様である。中には、日露戦争前後に広島騎兵第五連隊に所属した廣田昌三郎への家族や知人からの書簡がある程度まとまっており興味深い。3では、四書五経をはじめ歴史・地理関係や、近代女子教育に関する教本なども含まれ、廣田家の趣味・教養がうかがえる。

妻鳥町誌編集委員会編『妻鳥町誌』（妻鳥町誌刊行会・一九七五）

『愛媛県の地名』（平凡社・一九八〇）

川之江市誌編さん会編『川之江市誌』（川之江市・一九八四）

（山内 治朋）

二、船屋村文書（受入番号一七三二）

船屋村文書は、当館が平成十六年度に購入した、西条藩領の新居郡船屋村（西条市）の村方文書である。購入後より資料整理を行い、全体で一一点の文書を確認した。

船屋村は、西条平野の東端の磯浦山とよばれる丘陵が村の四分の三を占める。北は燧灘に面し、東西八町、南北七町程の南西部の海岸低地に集落が開かれている。北東海岸は山が海に迫って磯浦と呼ぶ荒磯が四一町余り続く。『愛媛県の地名』には古くは舟屋と書いたが、天保年間頃から船屋の文字を用いるようになったとあるが、整理した文書のうち最も古い元禄七（一六九四）～十五年の「諸覚帳」では確かに「舟屋」と記されているが、安永以降の文書に既に「船屋」の文字が用いられている。

村高は、寛文年間の「西海巡見使」では一八六石七斗二升、「慶安知行高郷村数帳」では三二五石七斗七升四合とあるが、そのうち一二七石余は不足高とされている。その後、元禄時代の「伊予国村浦記」では一八六石七斗二升七合、「天保郷帳」では三三二石八斗九升三合、幕末の「旧高旧領取調帳」では三三四石六斗二升一合余と推移している。元禄十五年の西条藩への届書には、本田畑が「伊予国村浦記」の村高と同じ一八六石七斗二升七合、それ以外に新田畑が一九石九斗二升七合、卯（元禄十二年）の御改新田畑が二石六斗六升九合と記されており、徐々に新田開発が行われていることがう

かがえる。西条藩は燧灘沿岸の干拓を藩の重要政策として推進しているが、江戸中期から後期にかけての村高の増加は、おそらく干拓による新田開発が関係しているものと考えられる。「船屋村外絵図」（写真2）は、長い海岸線を持ち防潮の石垣に囲まれた村の姿をよく伝えているが、船屋村のすぐ地先には石垣がさらに築かれはじめており、さらに外側の碓明神にかけては広大な新堤の築造による干拓が計画されていたことがうかがえる。そのどこまでが実現したのかは定かではないが、先の元禄十五年時のすべてを合わせた面積が二一町五反一八歩であったのが、明治初期の「伊予国新居郡地誌」では四二町一反余と増加している。

村の戸数・人口は、寛文年間の「西海巡見使」では家数一九軒とあるが、元禄十五年の西条藩への届書によると、家数六九軒、人数三二六人になっている。家数六九軒の内訳は、庄屋一軒、組頭一軒、小走一軒、本百姓四五軒、家来一五軒、水呑六軒である。男は一六一人、女は一五五人で、八歳以下の男は三二人、八歳以下の女は二九人になっている。天保期の「西條誌」には家数五六軒、人数二二七人と減少しているが、明治初期の「伊予国新居郡地誌」では家数一〇〇軒、人数四二五人と再び増加している。

船屋村の生業は農業を中心としていたが、海運業も盛んであった。「西條誌」には、「當村海邊に僻在して船の事を業とし、大坂及び向地邊へ諸物を運漕売買して世を渡ルもの多し」と記されている。元禄九年の資料によると、廻船は全体で十三艘あり、十七端帆一艘、六端帆一艘、五端帆一艘、三端帆十艘となっている。天保期の「西條誌」にも、三艘の漁船を除く十三艘が廻船で、三端帆から十一端帆のものがあると記されている。

船屋村文書は元禄から大正時代までの文書からなるが、安永年間以降幕末にかけての文書が大半を占める。今回目録を編成するにあたり、文書の内容等により、A村政・村況、B土地、C年貢・租税、D争論、E加子役・船手役、F海運、G絵図、Hその他の八つの項目に分類した。

A村政・村況（八点）には、元禄七～十五年にかけて船屋村から大町組大庄屋や西条藩に差し出された文書が書き留められた「諸覚帳」（A・1）、船屋村の村高・家数・海岸線の長さなどを記した文化五年の「書上」（A・3）など、村の概要が分かる文書が含まれている。B土地（二八点）には、天保六（一八三五）年十月改の「田本帳」（B・13）、嘉永五（一八五二）年

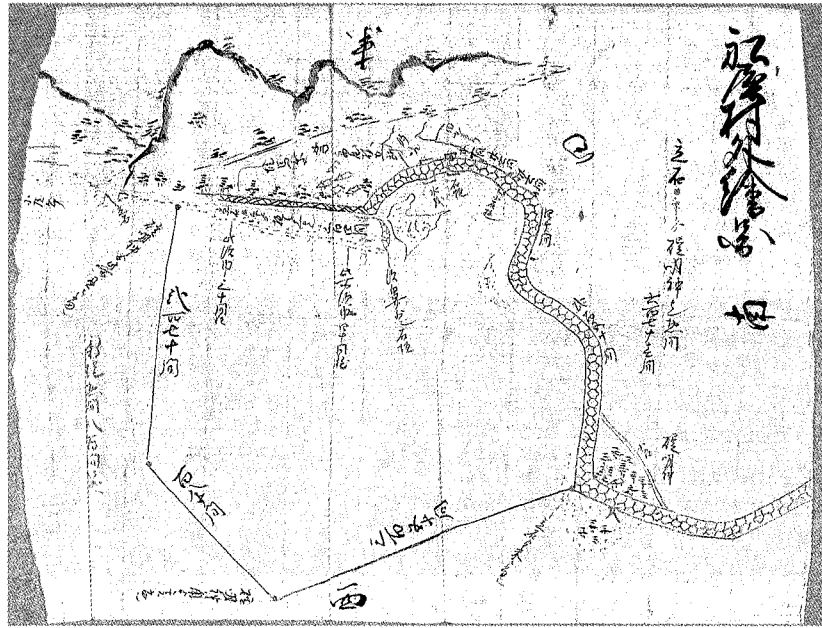


写真2「船屋村外絵図」(船屋村文書G-4)

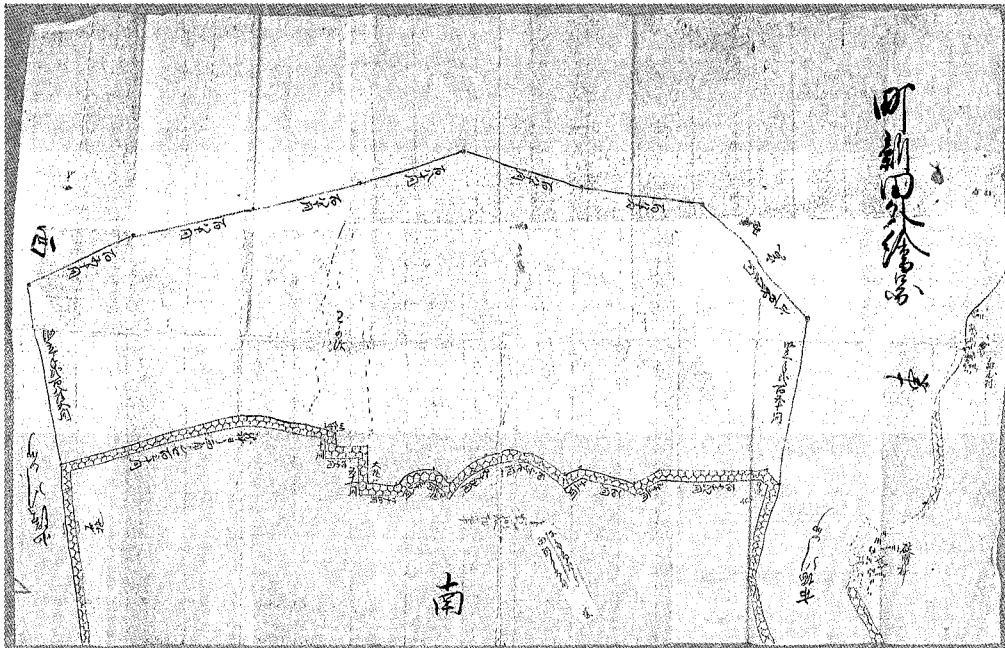


写真3「町新田外絵図」(船屋村文書G-7)

十一月の「田畑本帳」(B14)といった土地に関する基本台帳があるほか、新田開発と災害による荒廃を繰り返した状況を反映してか、「本新田畑永川小名前帳」などが残されている。C年貢・租税(一六六)では、幕末期の「御毛見指出帳」、「御手形留帳」が揃っている。D争論(六六)では、船屋村の南に位置する下嶋山村との水論に関する文書が多く含まれている。E加子役・船手役(三七七)は船屋村が海付村であったため最も多く残っている。「加子并浦人足賃銭払帳」が比較的揃っているほか、西条藩へ減額された船手役の人足賃の増額を願った文書(E2)がある。また、幕末期の海防と関連した「御調練御船組行列」もここに含めた。F海運(九六)には、船屋村の廻船主が運んだ荷物を書き上げた「積出候品調帳」のほか、廻船が難破した際に作成される浦証文がある。G絵図(八八)には、西隣の流田村の碇明神から船屋村立石までの海岸線を描き、その地先の新田開発の計画を記した「船屋村外絵図」(G4)などがある。Hその他(九六)には、内容上いづれにも分類しがたいものを配した。

『愛媛県の地名』(平凡社・一九八〇)

『角川日本地名大辞典 三八 愛媛県』(角川書店・一九八一年)

伊予史談会編『西海巡見志・与陽塵芥集』(伊予史談会・一九八五)

(井上 淳)

三、瀬戸村文書(受入番号一四〇一)

瀬戸村文書は、松山藩領であった越智郡瀬戸村(今治市・大三島)の村方文書である。平成十四年に購入し、整理の結果、七六点の文書を確認した。

瀬戸村は、松山藩で越智島と呼ばれていた越智郡島嶼部のうち、大三島の最南東端に位置し、伯方島との間の海峡鼻栗(鼻線)瀬戸に面している。そのため鼻線村と称されることもあった。この地域は、芸予諸島によって航路が狭められ、瀬戸内海を航行する上での難所であると同時に要衝であった。

そして、鼻栗瀬戸は瀬戸内海の主要な航路の一つである沖乗り航路が通っていたため、商用の廻船はもとより、時には松山藩主の参勤交代、長崎オランダ商館使節といった公用船も通過した。これらの船の中には瀬戸村に寄港す

るものもあり、風待・潮待・補給のための港としての役割も果たしていた。また、海沿いの村であることから塩浜を持っており、幕末嘉永年間の「越智嶋旧記」によると二五八匁三分の塩浜御運上銀の上納が知られる。同旧記には、一七六匁の上真綿目の記載もあり真綿作が行われていたことも知ることができる。元禄四(一六九二)年に、江戸へ参府した長崎オランダ商館使節に随行した医官ケンペルは、「江戸参府紀行」に、狭い水道を通り、鼻線村で水を補給し、そこで塩浜を見たことなどを記している。村高は、「慶安知行高郷村数帳」「伊予国村浦記」では一四七石八斗八升であり、「天保郷帳」では二〇一石六斗九合と大幅に増加しているように見えるが、嘉永年間の「越智嶋旧記」では古畝が一四七石八斗八升となっていることから、本高は変わらず、増加分は干拓などによる新田開発が進んだことによるものと考えられる。

瀬戸村文書は七六点からなる文書群である。幕末から明治初頭のもので、おおよそ松山藩政期の文書である。瀬戸村に関する公的な内容のものが中心で、その作成や宛先に「瀬戸村庄屋市左衛門」、「三嶋大庄屋高橋市左衛門」の名が見られることから、当時の瀬戸村庄屋高橋家に伝わった庄屋文書であると考えられる。高橋市左衛門は、天保十四(一八四三)年に瀬戸村庄屋、嘉永二(一八四九)年に改庄屋、安政五(一八五八)年に大庄屋となり、明治期まで在勤した。文書は、ちょうど高橋市左衛門が瀬戸村庄屋期から大庄屋期に該当する文書が多い。帳面類では、嘉永五(一八五二)年「越智島瀬戸村諸用記」(3)をはじめ、翌六(一八五三)年「拝借当銭札振替切候付諸帳」(6)などの瀬戸村関係文書、また岩城村庄屋も兼帯したため、安政三(一八五六)年「岩城村当用日記」(8)など岩城村関係史料も散見する。一紙物類は高橋氏宛の書状が多く、大庄屋小笠原氏、三嶋社の三嶋大祝家、対岸の今治藩領伯方島有津村の加藤氏、三原家中など瀬戸内海各地との交流がうかがえる。また安政二(一八五五)年「越智島岩城村無給大吉唐国漂流帰国一件諸入用帳」(7)は、同村大吉(民蔵)が嘉永三(一八五〇)年アメリカ彦蔵として有名な浜田彦蔵と共に志摩から漂流し米船に救助され、サンフランシスコ経由で帰国した時の、長崎から岩城村へ帰村する際の入用記録である。その他、塩浜の休業といった塩浜関連のものも見ることができ。

伊予史談会編『越智嶋旧記・澄水記』（伊予史談会・一九八八）
『愛媛県の地名』（平凡社・一九八〇）

（山内 治朋）

四、堀内家文書（受入番号九二）

堀内家文書は、大洲藩領及び大洲藩預かりの天領からなる風早郡大浦村（松山市・中島）の庄屋堀内家に伝わった文書である。平成六年から展示のため借用していたが、平成十一年三月に堀内征志氏より寄託されることとなった。

大浦村は、松山の沖に連なる忽那諸島のうちの中島（忽那島）の東岸に位置する。忽那諸島は、松山藩領と大洲藩領、そして天領が混在し、大浦村は近世前期には大洲藩領に属したが、安永九（一七八〇）年に村高四八六石弱の内三八五石弱という約八割が天領に属すこととなり、一村が天領（御料）と大洲藩領（御私領）に分割されることになった。この村分割の際、今後村民の間で生じかねない種々の問題を避けるため、百姓が連名した誓約書を双方からそれぞれ庄屋堀内家に提出している。天領に属したとはいえ、文化十（一八一三）年には大洲藩領同様の支配を許され、一時天保十四（一八四三）年から停止されたものの、嘉永三（一八五〇）年には再度許されて幕末にいたった。村高は、「慶安知行高郷村数帳」「伊予国村浦記」ともに四八九石八斗九升八合であり、「天保郷帳」では四八六石一升二合と若干増加しているように見えるが、これは新畑一斗一升四合の分であり、本高は変わっていない。忽那諸島の中では、次点の怒和村が二八五石余であることと比較しても、二倍近くの石高を抱える大村であった。

大浦村の所在する忽那諸島は防予諸島の東部を構成し、瀬戸内海の航路上の要衝であり、西国諸大名の参勤交代の公用船はもとより、天領の年貢を運ぶ御城米船や、諸々の商用の廻船など多くの船舶が通過した。特に松山藩領の津和地島は公定の航路上に位置し、「御茶屋」が置かれ、公用船への各種の対応に当たった。大浦村はそうした航路から離れ、公的な施設もなかったが、時に御城米船が立寄ったり、大洲藩主が参勤交代の途次一時的に寄港したりする場合もあった。大浦村には、寛政元（一七八九）年時点で最大八端

帆の船二艘をはじめとする三三艘の商用の船があり、瀬戸内海交通の要衝にある浦村として港湾機能を持ち、風待・潮待・補給などが可能な港としての役割を果たしていた。

堀内家文書は三八点からなる文書群である。近世のものが中心で、明治のものを数点含む。なかでも、能登からの御城米船の御改手形（8）、豊前宇佐からの御城米船の往来手形（11）、出羽酒田からの西海廻船の浦触（14、15）などは、大浦村が寄港地としての役割を果たし、西海廻りなど瀬戸内海を航行する廻船がしばしば停泊する場所であったことを物語る。また、安永九（一七八〇）年の村分割の際の双方百姓からの誓約書（19、20）も、同村でありながら支配が分割されるという特殊な事情の中で、紛争回避を図った興味深い資料である。その他、文久二（一八六二）年にイギリスの測量船が讃岐丸亀から備後鞆を経て伊予沿岸を通過したことに関して、諸事控類として十八通の文書がまとまって残っている。（32）申渡写、対応方法の打合せのための書簡、測量船の動向を伝達した書簡、対応方法を記した帳面など、幕末に瀬戸内海を異国船が航行する様子、中継地として対応に当たった大浦村の様子などがうかがえて興味深い。

中島町誌編集委員会編『中島町誌』（中島町役場・一九六八）

『愛媛県の地名』（平凡社・一九八〇）

（山内 治朋）

五、新浜村文書（受入番号一三三六）

新浜村文書は、当館が平成十三年度に購入した、松山藩領の和氣郡新浜村（松山市）に関する文書である。

新浜村は松山平野の北西部に位置する。太山寺山塊が海に迫っているため、海岸に沿って南北に狭く長い平地があるだけで、西と北は伊予灘に面し、海上二キロ先には興居島が見える。

新浜村は東隣に位置する和氣郡太山寺村に属していたと伝えられている。そのためか「慶安知行高郷村数帳」、元禄時代の「伊予国村浦記」、「天保郷帳」のいずれにも村の名前は記されていない。幕末の「旧高田領取調帳」

になると、ようやく「太山寺村之内新浜村」と記されている。なお、松山藩が享保十九（一七三四）年に作成した「和気郡式拾式ヶ村手鑑帳」（以下、「和気郡手鑑帳」）では、太山寺村とは別に単独で村の名前が記されている。これらのことから総合して考えると、新浜村は幕府に対する公の文書上は太山寺村に所属するものとして登場しないが、松山藩の中では享保期には既に単独の村として扱われていたものと考えられる。その歴史はどこまで遡るのかは不明であるが、「愛媛県温泉郡誌」には慶安二年に分村したとあるので、その頃までさかのぼる可能性がある。

村高は、先の享保十九年の「和気郡手鑑帳」では二九三石一斗七升八合であるが、幕末の「旧高旧領取調帳」では六二四石六斗九升五合と二倍以上に増加している。「和気郡手鑑帳」には、田方二四町一反七畝九步、畑方二二町一反九畝一一步とあり、それ以外に塩浜一町五反二畝二一步、塩高一七一石四斗四升八合が記されている。家数は一三六軒、うち一〇一軒が本門、三五軒が無給門で、人数は八七一人とある。生業に結びつくものとしては、船三枚帆七艘の記述がある。明治初年には三津町内の御船場が編入され、その部分は埋め立てられ船場町と称されている。そのため、明治初期の「和気郡地理図誌」では戸数六〇一軒、人数二八三五人と増え、船数も二二四艘、うち商船二四艘、漁船二〇〇艘となっている。塩業も引き続き盛んに行われたように、物産として塩九〇〇〇石が記されている。

新浜村文書は文化年間から明治時代までの文書二三点からなるが、点数が少ないことから目録は分類を行わず年代順に編成した。旧蔵者の確証がないため文書名は仮に「新浜村文書」としているが、本文書は純然たる村方文書ではない。新浜村のうちの高浜で船作事場を経営し、自ら船主でもあった門田丈右衛門、屋号三由屋に関する商家文書と考えた方が実態には即している。

内容は、三由屋の船作事場の経営や船が難破した際の浦状など、廻船に関する資料が大半を占める。また、一部に新浜村で行われていた塩業に関する絵図が含まれている。そのうち江戸後期のものと思われる「新濱村塩浜略絵図」（写真4）は、村内の湊山の北側にあつた塩田を一筆ごとに面積・持主・塩納高などを記したものである。絵図には塩田内に海水を取り入れる門樋をはじめ、海水を通す浜溝にあたる「真汐通シ新川」、雨水など悪水を排水するためにつくられた伏樋、塩を取り出すため焼く釜などが描かれており、瀬

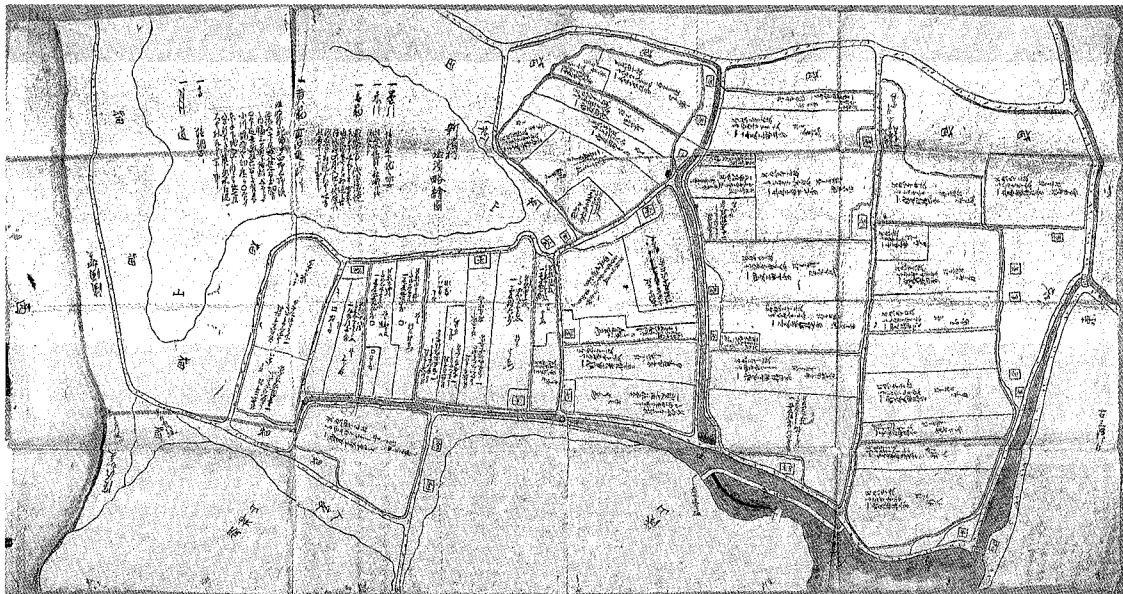


写真4「新浜村塩浜略絵図」（新浜村文書16）

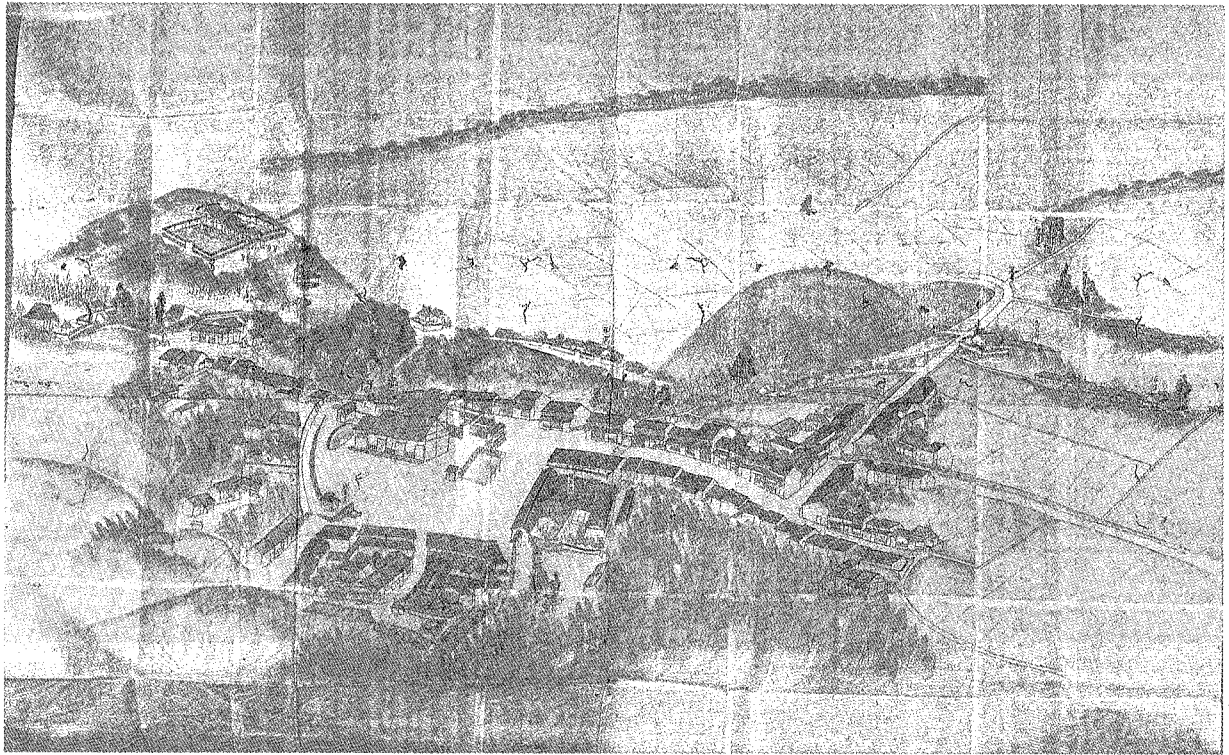


写真5「道後温泉絵図」(新浜村文書23)

戸内海に多かった入浜式塩田の様相がよく分かる。

また、「道後温泉絵図」(写真5)は、道後温泉を中心に、旅館・商店などがならぶ町並みなど周辺部までが彩色入りで描かれている。道後温泉は平屋で、一の湯、二の湯、三の湯に分かれているので、江戸時代後期の状況をあらわしていると思われる。一、二、三の湯の背後には養生湯があり、馬湯、御札場、番所などもある。温泉の周辺には明王院をはじめ、観音堂、湯神社、湯月八幡宮、宝厳寺などの建物も丁寧に描かれている。絵図には「明生院」「観音堂」「庄屋」「御出町」「梅木権現」「社家」の貼り紙がある。絵図は写しである可能性が高く完成度は低いですが、江戸後期の道後を周辺部も広く含み込み描かれており貴重である。

『愛媛県の地名』(平凡社・一九八〇)

『角川日本地名大辞典 三八 愛媛県』(角川書店・一九八一年)

伊予史談会編『伊予郡・和気郡・久米郡手鑑』(伊予史談会・一九九二)

(井上 淳)

六、浅井家文書(受入番号二二九三、二四三七、四〇一四)

浅井家文書は、松山藩領の久米郡南久米村(松山市)の日尾八幡神社の門前に所在した商家浅井家に伝わった文書である。平成十七年三月に愛媛県立歴史民俗資料館閉館に伴い移管された資料群のうちの一つとして当館所蔵となったもの(受入番号二二九三、二四三七)と、同年十月に東京都世田谷区の浅井浩志氏から当館へ寄贈された二次受入分(受入番号四〇一四)とがある。なお、移管資料群に含まれる浅井家旧蔵資料は、文書を中心とする資料群(受入番号二四三七)と、軸物などからなる書画資料群(受入番号二二九三)の二群に分かれている。今回、出所を同じくする資料群のため、書画資料群も含めて目録化した。

移管分浅井家文書は、平成十二年に当時の浅井家当主であった松山市の浅井副爾氏から愛媛県立歴史民俗資料館へ寄贈され、うち文書資料群(受入番号二四三七)については同年から平成十六年にかけて柚山俊夫氏・紀子氏により整理が手がけられ、目録が筆記作成され、それを元に平成十六年一月に

同館職員によるパソコン入力の状態での『浅井家文書目録』が作成されていた。平成十七年三月に同館の閉館に伴い、浅井家文書を含む同館所蔵資料の多くが当館に移管となった。また、この移管を知った、副爾氏の息女南條佐城子・松本一乃両氏の紹介を得て二次受入分が寄贈されることとなった。当館収蔵にあたり、『浅井家文書目録』と文書を再度照合確認の上、一点ずつ文書整理封筒に入れ再整理を施すとともに、合わせて書画資料群と二次受入分の整理も行った。

南久米村は、松山南東の郊外に位置する松山藩領の村で、村内にて金毘羅街道と遍路道が合流する交通の拠点となる村である。当初は久米村であったものが、享保二十(一七三五)年に北久米村と南久米村に分村した。村高は久米村時代に「慶安知行高郷村数帳」「伊予国村浦記」ともに五二七石七斗一升六合、分村後の明和八(一七七二)年作成の「久米郡手鑑」には南久米村本田畑二六八石二斗四升四合、北久米村本田畑二五九石四斗七升二合とあり、本田畑合計は変わっていない。しかし、新田開発により総村高は増加し、合計で五三九石三斗二合となっている。その後の「天保郷帳」でも、久米村五三九石九斗二升六合と若干総村高が増えている。

南久米村と東隣の鷹子村の境界が通る日王山には日尾八幡神社が鎮座し、その麓には四十九番札所浄土寺が所在する。松山城下から近く、また街道の結節点でもあり、日尾八幡神社門前には町場が形成されていた。「久米郡手鑑」によると、家数一六四軒(本家釜家八五軒、門二軒、土蔵四軒、肥家牛馬家七三件)、人口四一五人となっており、これは周辺の村々の中では最も高い数値である。

浅井家は、日尾八幡神社門前、参道石段正面の街道沿いという商業活動には好条件の場所に所在し、「室屋」と号して醸造業ほか各種商業を営んでいた。家伝の系譜類などに伝わる所では、近江浅井家の末裔ともいわれるが、実際に現存する墓碑や、浅井家に残る戒名書上などに確認できるのは、伊予に移り住んだ最初の人物とされ、系譜上で四代目とする元禄十一(一六九八)年没の通政からである。もちろん、それ以前は伊予に來住していないことになっているのだから、墓碑が現存せず、戒名を確認できる位牌・過去帳等も伝わらなかつたという可能性も否定できないが、出自及び伊予在住までの過程については、慎重な検討が必要である。

浅井家の活動は、文書中からも幕末から近代にかけて醤油醸造業に携わる様子を見ることが出来る。また、浅井家にとって日尾八幡神社は密接に関わりを持つ存在であったはずで、それをうかがわせる文書も含まれ、実際に神社境内入口には幕末の当主鉄五郎悦政の名を刻んだ玉垣が今も残る。近代に入ると、浅井家からは村会議員、学務委員、また浅井伍郎のような県会議員や県酒造組合長などを勤める者も現れ、地方政財界へ人材を輩出した。

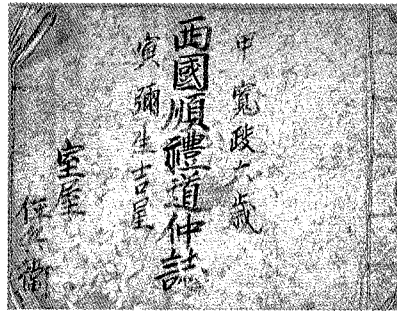
南條・松本両氏からの聞き取りによれば、昭和六(一九三一)年からの国道十一号線の敷設工事に伴い浅井家は敷地の多くが削減され、残った敷地も戦後売却し、松山市街へ移り住んだという。移住後も、日尾八幡神社前交差点の南西角に家屋の一部が長い間残っていたが、現在はすでに存在しない。往時を偲ぶことができるものは、久米と畑寺を結ぶ遍路道沿いに残る墓地のみであるが、それも以前は屋根・覆いの付いた重厚な墓碑も一部見られたが、現在は全て石塔のみとなっている。

浅井家文書は、移管分の文書資料群(受入番号二四三七)二四一点、書画資料群(受入番号二二九三)二三点、二次受入分(受入番号四〇一四)三八点、総点数三〇二点の文書群である。江戸中期から戦後までの幅広い時代の文書を含むが、その多くは近代の文書で、佐太郎(祥政)・篤三郎(家広)の代のものである。なお、今回目録を編成するにあたり、書・画・典籍類は別項目とし、1文書資料、2書・画・典籍と二部構成とした。

1の内容は、家業・地域行政・文芸・巡拝旅行など幅広い。家業の中では、近代の醤油醸造に関する文書が比較的確認しやすい。愛媛県合衆の際の鑑札変更の巡達状回覧(1-25)や、鑑札発行の取次を担ったことを示す鑑札受取証(1-26、31、33、34)、清酒醤油共進会委員嘱託の依頼状(1-68)などもある。また、佐太郎(祥政)は村会議員補欠当選、学務委員任命などを経験し、篤三郎(家広)も村会議員を勤め、彼らは学校への寄付金を行うなどし、それらの任命書・賞状なども残っている。商家としての財力に由来するのであるのか、近世から文芸活動の様子がうかがえ、俳諧を嗜んでいたことを示す史料も多い。中には、幕末・近代初頭の俳壇の重鎮八木芹舎との関わりを示す史料も含まれ、中央文芸界と接触を持つ姿も見せてくれる。また、金毘羅・四国遍路・西国霊場の巡拝に出たことを示す近世の道中記や銭別賞書などもあり、寛政六(一七九四)年の「西国順礼道仲誌」(写真6)

は、本目録において史料紹介、翻刻文を掲載した。その他、婚礼・出産・還暦といった節目の祝いに關する記録も残っており、浅井家の交友関係がうかがえ、そこにはもちろん日尾八幡神社宮司の三輪田家との交流も垣間見ることができ。

2では、松山藩御用絵師の松本山雪の作と伝わる画幅四点(2-5、8)、同じく豊田随圓の作と伝わる「布袋図」(2-9)、松山藩校明教館教授日下伯巖の賛がある「七老図」(2-13)なども含まれている。なお、松本山雪作と伝わる「唐風騎馬武将図」(写真7)、「松樹下野馬図」(2-6)は、『伊予の画人』、『愛媛の近世画人列伝』における矢野徹志氏による山雪の解説の中で、部分写真掲載と紹介がされている。その他、八木芹舎撰とする連句(2-25)、浅井鉄五郎(悦政)自身が書写した「前太平記」(2-1)などもある。富裕



(表紙)

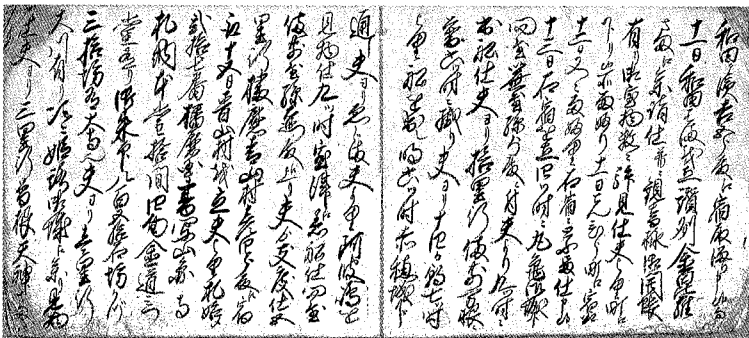


写真6「西国巡礼道仲誌」(浅井家文書1-5) (2丁表・1丁裏)

な商家の文化的側面がうかがえる。

『愛媛県の地名』(平凡社・一九八〇)

浅井一志編『句集 日尾』(浅井桑志・一九八三)

愛媛新聞社編『伊予の画人』(愛媛新聞社・一九八六)

久米郷土誌編集委員会編『久米郷土誌』(久米公民館・一九九二)

伊予史談会編『伊予郡・和気郡・久米郡手鑑』(伊予史談会・一九九二)

矢野徹志『愛媛の近世画人列伝』(愛媛県文化振興財団・一九九六)

(山内 治明)



写真7「唐風騎馬武将図」(浅井家文書2-8)

七、田苗真土村亀甲家文書（受入番号七七二、一四六五）

田苗真土村亀甲家文書は、宇和島藩領の宇和郡田苗真土村（西予市）の庄屋であった亀甲家に伝わった文書で、平成七年十一月に個人より寄託を受けたもの三三三点と、平成十四年度に資料購入したものの三三八点の合計三七一点からなる。

田苗真土村は宇和盆地の北部に位置し、宇和川が東多田の谷間から平地部に開けてくる地域の村である。寛文検地の際に隣接する田苗村と真土村が統合され田苗真土村となったが、郷帳などの公簿上は別々に記載されている。

天正検地の田苗村の村高は三三〇石八斗七升、真土村の石高は五〇〇石六斗五升で、この村高は「慶安知行高郷村数帳」になっても変化しない。元禄時代の「伊予国村浦記」になるとそれぞれ若干増え、田苗村が三五五石九斗七合、真土村が五二五石六斗二升五合となり、「天保郷帳」でも変化はない。

「式墅截」では、村柄は「上」、耕地は田が「上ノ中」、畑が「上ノ下」、水掛りが「吉」とあり、百姓数七五人、そのうち本百姓四二人、半百姓二人、四半百姓一〇人、庄屋一人となっている。「大成郡録」では家数七〇軒、人数三七四人、牛十七、馬三七、鉄砲三挺とある。

庄屋亀甲家の先祖は、「由緒書」（A・7）に「西園寺公広卿之旗頭沖之城主上甲筑前守陳武」と記されている。「亀甲家系図」にはその子供上甲又兵衛の代に庄屋になったと記されており、以後代々庄屋を勤めた。

亀甲家文書は江戸後期から明治時代までの文書からなるが、今回目録を編成するにあたり、文書の内容等により、A支配・村政、B土地、C商業・金融、D家・その他、E書簡の五つの項目に分類した。

A支配・村政（一一〇点）には、宇和島藩が出した文書を書き留めた安永年間の「御廻文留」が揃っているほか、村役人の由緒書や宇和島藩の庄屋の席順を書いた「順席帳」などがある。また、享保七（一七二二）年五月二三日の田苗真土村と奎所村との村境争論の裁許絵図（写真8・9）は、「村年公御代 記録書抜」の同年六月十二日条にある「宇和奎所村・田苗村境道川、近年及争論、吟味之上村境相極、裏書ヲ以落着申渡事」記事に対応する絵図である。B土地（一七点）は明治期の「野取帳」「野取図」などが残されている。C商業・金融（九五点）は、借用証文や無尽に関する文書、代金の受

取などである。D家・その他（八一点）は主に亀甲家に関わる文書であるが、幕末期の伊勢参詣や金毘羅参詣の道中記がまとまって残っている。E書簡（六八点）は、亀甲家が庄屋という役職上近隣の庄屋や宇和島藩の役人と交わしたものがほとんどである。

なお、田苗真土村亀甲家文書については、『田苗真土庄屋史料』一、二（愛媛大学歴史学研究会宇和島支部・一九六八年、一九六九年）に目録と資料翻刻が掲載されているほか、伊予史談会編の『郷土古文書等調査報告書』（愛媛県・一九七六年）にも目録が掲載されている。その他、田苗真土村亀甲家文書を利用した研究として、近藤孝純の『近世宇和地方史の諸問題』（宇和町教育委員会・一九八九年）がある。

『宇和島藩庁・伊達家史料 式墅截 下』（近代史文庫宇和島研究会・一九七八年）

『愛媛県の地名』（平凡社・一九八〇）

『角川日本地名大辞典 三八 愛媛県』（角川書店・一九八一年）

『宇和島藩庁・伊達家史料七 記録書抜 伊達家御歴代事記 一』（近代史文庫宇和島研究会・一九八一年）

『宇和町立図書館所蔵文書1 新城亀甲家文書』（宇和町立図書館）

（井上 淳）

八、野田・小野田・久枝村関係文書（受入番号七七二）

野田・小野田・久枝村関係文書は、主に近代の東宇和郡野田村・小野田村・久枝村（西予市）の行政に関する文書である。史料を概観すると、幕末期に小野田村庄屋を務め、近代初頭にも野田村・小野田村の組頭や、この三村の戸長を務めるなどした原田家の関与が随所に見られ、また原田家の私的な文書も含むことから、本来は原田家に伝わっていたものである可能性が高い。平成七年十一月に個人より寄託を受けた史料群に含まれている。

野田・小野田・久枝の三村は、現西予市の宇和盆地中心部に位置し、近世には宇和島藩領宇和郷山田組に属し、小野田村の東に久枝、南に野田と隣接し合っていた。明治五（一八七二）年に神山県が誕生し大区小区制が敷かれ

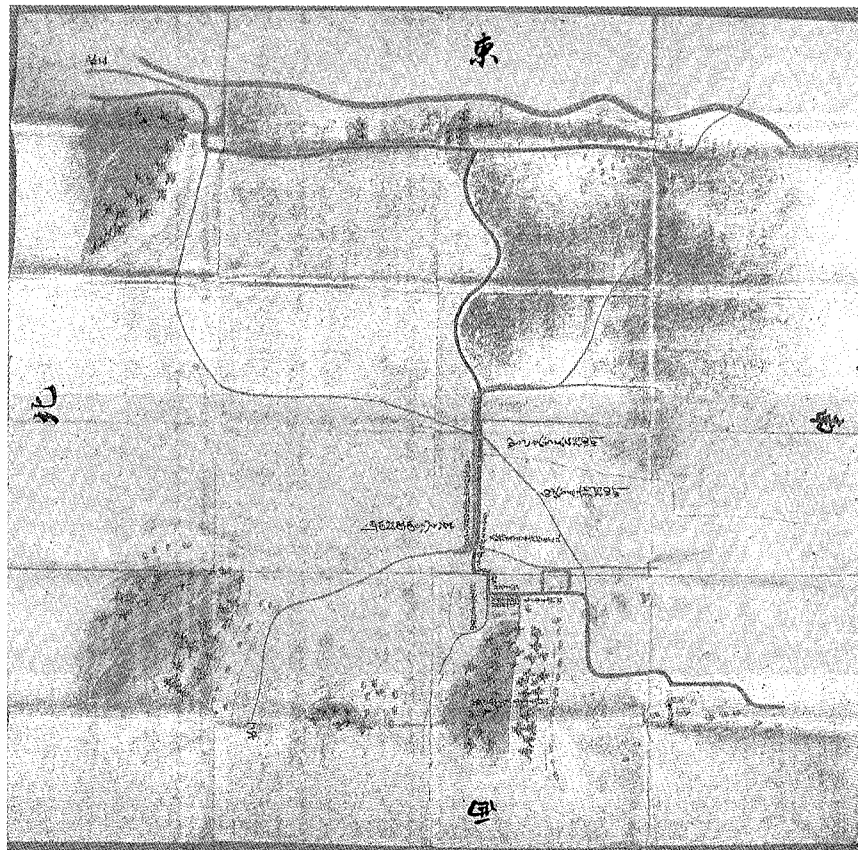


写真8「空所村田苗村境論に付裁許」(表面) (田苗真土村亀甲家文書A-1)

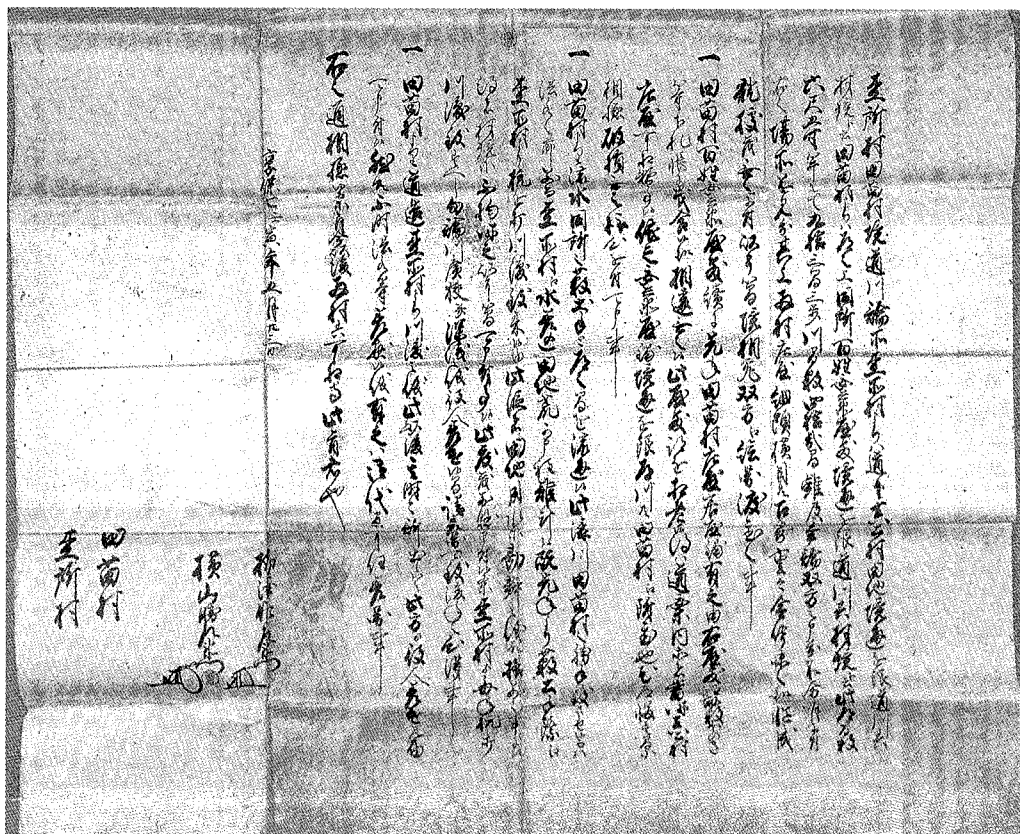


写真9「空所村田苗村境論に付裁許」(裏面) (田苗真土村亀甲家文書A-1)

た時この三村は第五大区五小区に属したが、翌六（一八七三）年に愛媛県が発足すると第十一大区二小区、同九（一八七六）年香川県との合併の際に第十八大区二小区と変遷し、同二十三（一八九〇）年市町村制により上宇和村へ属し、大正十一（一九二二）年に宇和町に属することとなった。

本史料に散見される小野田村の原田家は、天保十五（一八四四）年には小野田村庄屋であったことが確認でき、近代に入ると三七郎が庄屋に引き続き小野田村組頭を務め、併せて野田村組頭も兼帯した。また久枝村を含めた三村の戸長を務めることもあった。これらについては、史料中にも明治八（一八七五）年の組頭の任命書（9）、同十五（一八八二）年の戸長の満期による解任書（60）に見ることが出来る。その他、同十（一八七七）年には学区世話掛（33）、同十七（一八八四）年には三村の衛生委員（70）に任命されたことを示す史料もあり、近代初頭に地方行政の一端を担う立場にあったことが分かる。また、土地の売渡証文や地券が含まれることから、田・山・宅地などの土地を買収し集積していた様子がうかがえ、財政的に富裕な立場にあったことも推察できる。

野田・小野田・久枝村関係文書は一五〇点からなる文書群である。江戸時代のものも若干含むが、ほとんどが明治・大正・昭和初期の近代のものである。内容は三村の近代地方行政に関するものが主体であるが、この三村の近代行政史料が一つのまとまりを成しているところに、やはり幕末から近代初頭にかけて三村の行政に関与した原田家との密接な関連が示唆されているのではなからうか。それに加え、本史料には原田家自体の活動の様子をうかがい知ることが出来る、私的な側面の文書も合わせ含まれている。

若干の江戸時代の文書は、庄屋に関わるものである。多くを占める近代の行政文書は、三村に係る通達類、願書類、取調書類、届出書類、上納領收簿、近隣村との条約書類、その他村の地勢把握のためであろう村内の略図面など、多岐にわたる。一方、原田家のものには、土地売渡証文・地券といった土地売買に関するものや、株式などの証券類などが散見される。東宇和郡域の近代地方行政と、それを担った家の様子をうかがい知ることが出来る。

宇和町誌編纂委員会編『宇和町誌』（宇和町・一九七六）

『愛媛県の地名』（平凡社・一九八〇）

（山内 治朋）

九、近藤家文書（受入番号四〇〇七）

近藤家文書は、宇和島藩領の宇和郡下川村（西予市）の庄屋近藤家に伝わった文書である。平成十七年十月に、東温市の三奈良神社宮司森正史氏の紹介により横浜市の原寛子氏から寄贈された。森氏の叔父（実父の弟）へ近藤家の女性が嫁し、その息女が寄贈者の原氏に当たる。その姻戚関係から近藤家の文書が森氏の叔父（森氏実父の弟・原氏の実父）の元へ渡っていたものと思われ、息女の実父が自宅を処分する際に発見された。その時従兄弟に当たる森氏へ預けて管理を委ねていたが、このたび当館へ寄贈されることとなった。

下川村は、宇和盆地の最南東部に位置し、東の野村盆地へ向けて宇和川沿いに延びる谷筋の入口である。南へは齒長峠を経由して三間盆地へつながる。遍路道が延びており、両道の結節点に当たる。村高は、当初「慶安知行高郷村数帳」では平野が狭小な谷間であったから一六三石一斗五升と少数であったが、「伊予国村浦記」と「天保郷帳」では二五七石八斗九升三合と大幅に増加している。

近藤家は、天保十五（一八四四）年には下川村庄屋であることが確認でき、以降庄屋を勤めるとともに、廃藩置県後も戸長を勤めている。

近藤家文書は五一点からなる文書群である。江戸後期から明治前期の文書であり、内容は庄屋・戸長としての文書と近藤家の私用の文書の二種類に大別できるが、前者がほとんどを占めている。前者は、幕末期の定免割付帳や定免札、明治初頭の石高帳・名寄帳・地租取立帳の他、区費・警察費・郵便税などの取立帳であり、村の地勢・年貢・租税に関する帳面が多くを占めている。近代初頭の税収体系整備作業の一端を示すものであり、下川村の幕末・近代初頭の土地・生産・租税の状況を知ることが出来る。一方後者は、幕末期の近藤家での物品購入に関する米金銭などの出納帳類となっている。

宇和町誌編纂委員会編『宇和町誌』（宇和町・一九七六）

『愛媛県の地名』（平凡社・一九八〇）

（山内 治朋）